



大津市公報

令和3年7月1日
号外(第37号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 56 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則…………… 1
- 57 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

○ 教 育 委 員 会 規 則

- 12 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則…………… 5

規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第56号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表保育所等用地賃借料補助金の項中「補助し」を「補助することにより、保育所等の長期的かつ安定的な運営を確保し」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第57号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和63年規則第43号)の一部を次のように改正する。

様式第3号(表)中「あて先」を「宛先」に改め、同様式(裏)中

$$\left[\begin{array}{l} \text{所 得 金 額} \\ \text{() 円} \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{l} \text{同居・別居親族扶養控除} + \text{老人扶養控除} \\ \text{(380,000円} \times \text{) 人} + \text{(100,000円} \times \text{) 人} \end{array} \right. \\ + \left\{ \begin{array}{l} \text{16歳以上23歳未満の者に} \\ \text{係る扶養控除} + \text{障害者控除} + \text{特別障害者控除} \\ \text{(250,000円} \times \text{) 人} + \text{(270,000円} \times \text{) 人} + \text{(400,000円} \times \text{) 人} \end{array} \right. \text{を} \\ + \left. \left. \begin{array}{l} \text{寡婦(寡夫)控除} \\ \text{(270,000円} \times \text{) 人} \end{array} \right\} \div 12 = \boxed{} \text{円} \right]$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{所 得 金 額} \\ \text{() 円} \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{l} \text{給与年金控除} + \text{同居・別居親族扶養控除} \\ \text{(100,000円} \times \text{) 人} + \text{(380,000円} \times \text{) 人} \end{array} \right. \\ + \left\{ \begin{array}{l} \text{老人扶養控除} + \text{16歳以上23歳未満の者} \\ \text{(100,000円} \times \text{) 人} + \text{に係る扶養控除} + \text{障害者控除} \\ \text{(250,000円} \times \text{) 人} + \text{(270,000円} \times \text{) 人} \end{array} \right. \text{に、} \\ + \left. \left. \begin{array}{l} \text{特別障害者控除} + \text{寡婦控除} + \text{ひとり親控除} \\ \text{(400,000円} \times \text{) 人} + \text{(270,000円} \times \text{) 人} + \text{(350,000円} \times \text{) 人} \end{array} \right\} \right]$$

収入月額
÷12= 円

「現在住居中」を「現在居住中の住居」に改める。

様式第12号の3及び様式第13号中「寡夫又は」を「ひとり親又は」に、

「同居・別居親族扶養控除 + 老人扶養控除 + 16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除 +
 (380,000円× 人) + (100,000円× 人) + (250,000円× 人) +
 障害者控除 + 特別障害者控除 + 寡婦(寡夫)控除 = _____ 円」

「給与年金控除 + 同居・別居親族扶養控除 + 老人扶養控除 +
 (100,000円× 人) + (380,000円× 人) + (100,000円× 人) +
 16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除 + 障害者控除 + 特別障害者控除 +
 (250,000円× 人) + (270,000円× 人) + (400,000円× 人) +
 寡婦控除 + ひとり親控除 = _____ 円」

改める。

様式第15号中

(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	所得金額	個人番号(マイナンバー) ※1	同意 ※2	備考

(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	所得金額	個人番号(マイナンバー) ※1	同意 ※2	備考

「一般扶養」を「給与年金」に、「老人扶養」を「一般扶養」に、「特定扶養」を「老人扶養」に、「障害者」を「特定扶養」に、「特別障害者」を「障害者」に、「老年者」を「特別障害者」に、「寡夫」を「ひとり親」に改める。

様式第16号及び様式第17号中

収入のある方	所得金額	控 除 額	
	円	同居・扶養控除	円
	円	16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除	円
	円	老人・老人配偶者控除	円
	円	障害者控除	円
	円	特別障害者控除	円
	円	寡婦(寡夫)控除	円
所得金額合計(A)	円	控除額合計(B)	円

を

収入のある方	所得金額	控 除 額	
	円	給与年金控除	円
	円	同居・扶養控除	円
	円	老人・老人配偶者控除	円
	円	16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除	円
	円	障害者控除	円
	円	特別障害者控除	円
	円	寡婦控除	円
	円	ひとり親控除	円
所得金額合計(A)	円	控除額合計(B)	円

に、

「減額後家賃月額」を「減額後家賃月額(決定家賃)」に改める。

様式第19号及び様式第20号中

収入のある方	所得金額	控 除 額	
	円	同居・扶養控除	円
	円	16歳以上23歳未満の者に係る扶養控除	円
	円	老人・老人配偶者控除	円
	円	障害者控除	円
	円	特別障害者控除	円
	円	寡婦(寡夫)控除	円
所得金額合計(A)	円	控除額合計(B)	円

を

収入のある方	所得金額	控 除 額	
	円	給 与 年 金 控 除	円
	円	同 居 ・ 扶 養 控 除	円
	円	老 人 ・ 老 人 配 偶 者 控 除	円
	円	16 歳 以 上 23 歳 未 満 の 者 に 係 る 扶 養 控 除	円
	円	障 害 者 控 除	円
	円	特 別 障 害 者 控 除	円
	円	寡 婦 控 除	円
	円	ひ と り 親 控 除	円
所得金額合計 (A)	円	控 除 額 合 計 (B)	円

に、

「減額後の家賃月額」を「減額後家賃月額 (決定家賃)」に改める。

様式第38号 (表) 中「あて先」を「宛先」に改め、同様式 (裏) 中

$$\left[\begin{array}{l} \text{所 得 金 額} \\ \text{() 円} \end{array} \right] - \left\{ \begin{array}{l} \text{同居・別居親族扶養控除} + \text{老人扶養控除} \\ \text{(380,000円} \times \text{) 人} + \text{(100,000円} \times \text{) 人} \\ \text{16歳以上23歳未満の} \\ \text{+ 者に係る扶養控除} + \text{障 害 者 控 除} + \text{特 別 障 害 者 控 除} \\ \text{(250,000円} \times \text{) 人} + \text{(270,000円} \times \text{) 人} + \text{(400,000円} \times \text{) 人} \\ \text{+ 寡 婦 (寡 夫) 控 除} \end{array} \right\} \div 12 = \boxed{} \text{円}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{所 得 金 額} \\ \text{() 円} \end{array} \right] - \left\{ \begin{array}{l} \text{給 与 年 金 控 除} + \text{同居・別居親族扶養控除} \\ \text{(100,000円} \times \text{) 人} + \text{(380,000円} \times \text{) 人} \\ \text{16歳以上23歳未満の者} \\ \text{+ に係る扶養控除} + \text{障 害 者 控 除} \\ \text{(100,000円} \times \text{) 人} + \text{(250,000円} \times \text{) 人} + \text{(270,000円} \times \text{) 人} \\ \text{+ 特 別 障 害 者 控 除} + \text{寡 婦 控 除} + \text{ひ と り 親 控 除} \\ \text{(400,000円} \times \text{) 人} + \text{(270,000円} \times \text{) 人} + \text{(350,000円} \times \text{) 人} \end{array} \right\} \div 12 = \boxed{} \text{円}$$

改める。

「種類構造別
様式第39号 (表) 中
入居者

「入居者
届出人
を
氏名
(入居者との続柄)
電話番号

住所
氏名
(入居者との続柄)
電話番号

に、「
に、
」

入居者の」を「入居者及び届出人の」に改め、同様式 (裏) 中「カード番号 ()」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月1日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第12号

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市学校運営協議会規則(平成27年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表瀬田北幼稚園・小学校学校運営協議会の項の前に次のように加える。

石山幼稚園・小学校・中学校学校運営協議会	石山幼稚園、石山小学校及び石山中学校
----------------------	--------------------

別表石山小・中学校学校運営協議会の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。